

杉戸町立小中学校通学区域等審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、杉戸町教育委員会の附属機関に関する条例（昭和50年杉戸町条例第5号）の規定に基づき、杉戸町立小中学校通学区域等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、杉戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小中学校の適正な配置及び通学区域に関する基本的事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 小中学校長
- (3) 小中学校PTAの代表
- (4) 自治会等の代表
- (5) 学識経験者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の経過及び結果は、文書をもって教育委員会に答申しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規則で定めるものの外必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。